

株 主 各 位

東京都港区海岸三丁目9番15号
株式会社バイク王&カンパニー
代表取締役社長執行役員 石川 秋彦

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年2月25日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年2月26日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時) |
| 2. 場 所 | 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階「天平の間」 |
| 3. 会議の目的事項 | |
| 報告事項 | 第18期(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)事業報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 第18期剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎株主総会当日の開場時刻は午前9時00分を予定しております。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.8190.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策の効果や雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調で推移いたしました。海外景気の下振れによる国内景気への影響が懸念される等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するバイク業界におきましては、国内におけるバイクの新車販売台数は約42万台（平成26年実績、出所：一般社団法人日本自動車工業会）と前年並みで推移しております。また、バイク保有台数は1,168万台（平成26年3月末現在、出所：一般社団法人日本自動車工業会）となっており全体として微減傾向にあります。

このような市場環境のもとで、当社はお客様へのサービスにおいて面と時間軸の広がりを意識した行動を取ることによってお客様の満足度の充実を図るべく、新たなビジョンとして「バイクライフの生涯パートナー」を掲げました。具体的には、お客様であるライダーの皆様に長期にわたって当社をご利用していただける体制を構築することで、従来のお客様へのサービス向上を図るとともに、当社にとって新たなお客様である乗り換え層に当社サービスをご利用いただくことを目指しております。

上記に掲げたビジョンのもと、バイク買取事業とバイク小売事業を融合し、効率的且つ最適な事業運営を推進するとともに、利益に直結する業務管理体制の整備・強化を進めました。また、販売費及び一般管理費の抑制に取り組むことで利益の確保に努めました。

以上の結果、売上高18,412,913千円（前期比4.5%減）、営業利益234,706千円（前期比26.0%増）、経常利益332,140千円（前期比8.0%増）、当期純利益172,435千円（前期比20.5%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

[バイク買取事業]

バイク買取事業に関しては、効率的な事業運営体制の構築に努めました
が、販売台数は前期をやや下回り、平均売上単価（一台あたりの売上高）は
前期並み、平均粗利額は前期を下回る結果となりました。

以上の結果、直営店舗数は52店舗、セグメント間取引消去前の売上高は
15,335,457千円（前期比5.1%減）、経常利益は19,677千円（前期比92.6%
減）となりました。

なお、平成27年12月1日付で3店舗の統廃合を実施しており、直営店舗数
は49店舗となっております。

[バイク小売事業]

バイク小売事業に関しては、販売台数は前期並みとなりました。また、平
均売上単価・平均粗利額は前期を上回りました。

以上の結果、直営店舗数は12店舗、セグメント間取引消去前の売上高は
5,232,217千円（前期比4.4%増）、経常利益は321,438千円（前期は27,454千
円の経常利益）となりました。

[駐車場事業]

駐車場事業に関しては、引き続き採算性を重視した事業地開発を推進する
とともに、不採算事業地を閉鎖いたしました。既存事業地の収益力の向上
については課題が残りました。

以上の結果、セグメント間取引消去前の売上高は780,515千円（前期比3.6
%減）、経常損失は8,974千円（前期は15,493千円の経常利益）となりまし
た。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は120,106千円であり、その主
な内訳についてセグメント別に示すと以下のとおりであります。

[バイク買取事業]

車両運搬具等	20,637千円
基幹システム改修	19,373千円
会計ソフトバージョンアップ	12,243千円

[駐車場事業]

駐車場事業地の新設にともなうリース資産等	48,934千円
駐車場事業地の新設にともなう敷金及び保証金	8,630千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第15期 (平成24年11月期)	第16期 (平成25年11月期)	第17期 (平成26年11月期)	第18期 (当事業年度) (平成27年11月期)
売 上 高 (千円)	20,768,196	20,150,768	19,287,186	18,412,913
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (千円)	△227,958	120,874	186,267	234,706
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△92,357	269,769	307,469	332,140
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△62,365	94,290	143,127	172,435
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△452.39	6.84	10.38	12.48
総 資 産 (千円)	5,693,412	5,789,306	5,661,529	5,480,426
純 資 産 (千円)	4,163,848	4,134,082	4,138,830	4,173,109
1株当たり純資産額 (円)	30,134.09	299.18	299.58	302.06

- (注) 1. 当社は、平成25年6月1日付で株式1株を100株とする株式分割を行っております。このため第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して第16期の1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 記載金額は千円未満を切捨て、「1株当たり当期純利益又は当期純損失」および「1株当たり純資産額」は小数点以下第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
3. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失」は期中平均発行済株式総数に基づき、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は長期的な成長を目指し、確実に経営戦略を遂行していくため、以下の課題について対処してまいります。

① バイク買取事業とバイク小売事業の融合によるシナジーの創出について

当社は、ビジョンとして掲げる「バイクライフの生涯パートナー」の実現に向けて、バイク買取事業とバイク小売事業の融合によるシナジーの創出が重要な課題と認識しております。

このため、組織を統合しバイクライフプランニング事業部を設置いたしました。

今後も、当社の持つ様々な質の高いサービスをトータルパッケージ化し、お客様と接する全てのチャンネルでご提案・ご提供する体制を構築することで、シナジーの創出に取り組んでまいります。

また、店舗・拠点におけるサービス機能の統合や新たなサービスの開発・提供、ブランディングの再構築等を推進してまいります。

② エリアマーケティングの強化について

当社は従来、WEB・テレビを中心としたマス広告を展開し、全国に訴求することでブランドの認知度を高めてまいりました。しかしながら、地域毎のお客様のニーズに合わせたサービス展開が十分とは言えず、この点の強化が重要な課題であると認識しております。

今後は、地域を細分化し地域毎に異なるお客様の特性を把握した上で、お客様のニーズに合わせたサービス展開を推進してまいります。

③ 人財採用・育成の強化、管理体制の充実

当社は、「人財」を最も重要な経営資源と捉えていることから、当社のさらなる企業価値向上のためには人財の確保と育成の強化が重要な課題と認識しております。

このため、採用手法の工夫による積極的な採用活動を推進するとともに、教育研修体系を再構築し従業員個々の能力開発および管理職のマネジメント能力向上等において、主体性を尊重した人財育成の強化に取り組んでまいります。

さらに、管理および業務フローが正しく維持・適用されるように、管理体制を継続的に見直し、改善を図ってまいります。

④ 組織体制と機能の強化について

当社は、意思決定の迅速化による経営効率化を進めるとともに業務執行に対する監督機能の強化を図ることが必要であると考えております。このため、執行役員制度を導入し、機能の分離と権限の委譲を進めております。

今後も、経営の効率化、業務執行に対する監督機能の強化および業務執行の迅速化の視点から、継続的な組織体制の見直しと強化を図ってまいります。

⑤ 効率的な広告宣伝活動について

当社は、企業認知度の向上、「バイク王」のブランディング、またバイク買取業界全体の認知度向上も含めて積極的な広告宣伝活動を展開してまいりました。

この結果、「バイク王」については一定の認知度を得ましたが、売上高に占める広告宣伝費の割合の抑制が重要な経営課題となっております。

したがって、広告出稿媒体・方法・内容の精査・見直しにより全体として広告宣伝費を抑制しながら、お客様に対して当社ブランド・サービスのさらなる浸透を目指し、広告宣伝活動の効率化および最適化を図ってまいります。

⑥ バイクの買取価格について

当社においてバイク買取は商品仕入であり、適正な買取価格は利益確保の源泉であります。

したがって、当社は販売価格の基となるオークション相場をデータベース化し、それに連動して買取価格を決定しておりますが、相場の急激な変動や競合他社の動向に対しても迅速な対応をとれるよう、体制の構築と見直しに努め、より適正な買取価格の維持を図ってまいります。

⑦ 整備力の強化について

当社は、バイク小売事業において販売チャネルの拡充に取り組み、小売販売台数の拡大に取り組んでまいりますが、質・量ともに安定した車輛の供給には整備力の強化が重要な課題と認識しております。

また、バイク買取事業においてもオークション出品時の付加価値向上には整備力の強化が重要な課題と認識しております。

これらの課題に対し、組織としての効率的整備体制を確立し強化に取り組むとともに、技術力向上のための研修や教育体制を整備することで、整備力の強化に努めてまいります。

⑧ 良好なバイク環境構築への取り組みについて

近年、バイクの放置・不法投棄等の環境問題が生じており、バイク業界全体の課題として挙げられています。当社は、バイクに関わる事業展開を通じて、ユーザーにリユースを促し、資源再利用による循環型社会形成に貢献してまいります。

また、良好な駐車場提供による違法駐車への減少等、環境問題改善へのソリューションを積極的に推進し、良好なバイク環境の確保・構築に努めてまいります。

さらに、より豊かなバイク社会を促進するために、社外の有識者の意見を取り入れながら、ライダーの安全性向上やマナー改善・社会的地位向上に資する取り組み、若年層・女性に対しバイクライフの魅力を伝える取り組み等を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容(平成27年11月30日現在)

事業名	事業内容	ブランド名
バイク買取事業	バイク買取販売	バイク王
バイク小売事業	バイク小売販売	バイク王ダイレクトSHOP
駐車場事業	駐車場用地の開発および駐車場の運営	パーク王

(6) 主要な事業所(平成27年11月30日現在)

名 称		所 在 地
本 社		東京都港区
インフォメーションセンター		埼玉県さいたま市大宮区
第二インフォメーションセンター		秋田県秋田市
筑波物流センター		茨城県つくば市
さいたま物流センター		埼玉県さいたま市桜区
横浜物流センター		神奈川県横浜市鶴見区
神戸物流センター		兵庫県神戸市中央区
買取店	北海道・東北エリア	北海道札幌市東区等2店舗
	関東エリア	埼玉県さいたま市北区等21店舗
	信越・北陸エリア	新潟県新潟市中央区等3店舗
	東海エリア	静岡県浜松市中区等6店舗
	近畿エリア	大阪府大阪市東住吉区等11店舗
	中国・四国エリア	広島県広島市南区等4店舗
小売 販売店	九州・沖縄エリア	福岡県北九州市八幡西区等5店舗
	東北エリア	宮城県仙台市泉区
	関東エリア	神奈川県相模原市南区等7店舗
	東海エリア	愛知県名古屋市港区等2店舗
	近畿エリア	兵庫県伊丹市
九州エリア	福岡県糟屋郡	

(注) 平成27年12月1日付で買取店3店舗の統廃合を実施しております。

(7) 使用人の状況(平成27年11月30日現在)

当社の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前事業年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
バイク買取事業	603名	16名減		
バイク小売事業	122名	32名減		
駐 車 場 事 業	9名	0名		
合計または平均	734名	48名減	33.5歳	6.9年

(注) 正規使用人のみで派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況(平成27年11月30日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	50,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	50,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 15,315,600株
(自己株式 1,500,000株を含む)
- (3) 株主数 4,184名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
石川秋彦	3,922,900株	28.4%
加藤義博	3,059,000株	22.1%
有限会社ケイ	900,000株	6.5%
株式会社ユー・エス・エス	773,300株	5.6%
株式会社ジャステイス	500,000株	3.6%
本多均	450,000株	3.3%
石川ゆかり	419,500株	3.0%
バイク王&カンパニー従業員持株会	312,400株	2.3%
株式会社ジャスト	300,000株	2.2%
加藤信子	294,000株	2.1%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,500,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第1位未満を四捨五入して表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成27年11月30日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(平成27年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当
代表取締役社長執行役員	石川秋彦	マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・バイクライフプランニング事業部・駐車場事業部管掌
取締役会長	加藤義博	内部監査室管掌
取締役常務執行役員	大谷真樹	商品流通事業部管掌
取締役執行役員	山縣俊	コーポレート部門・コミュニケーション部門・業務サポート室管掌
取締役	齊藤友嘉	
常勤監査役	産形昭夫	
監査役	諏訪浩	
監査役	山口達郎	

- (注) 1. 取締役齊藤友嘉氏は、社外取締役であります。
2. 監査役諏訪浩氏および山口達郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役諏訪浩氏は、大手金融機関の審査部に所属し、長年に亘り、多くの企業の経理・財務の分析・研究に従事した経験を有しており、会計・企業財務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役齊藤友嘉氏および監査役諏訪浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役
該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	147,150千円 (4,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	17,700千円 (7,800千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	164,850千円 (12,600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年11月29日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成13年10月20日開催の第3回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
 当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する額を限度額としております。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	齊藤友嘉	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	諏訪 浩	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。 当事業年度開催の監査役会14回中14回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	山口達郎	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。 当事業年度開催の監査役会14回中14回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当であると監査役会が判断した場合には、会計監査人の解任または不再任について、株主総会に議案として提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査役会は会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全の4つの目的を達成するために、「内部統制システムの基本方針」を定め、内部統制システムの整備・運用を推進し、リスクマネジメントを行っております。

また、代表取締役を最高責任者とした内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役および従業員は法令・定款および当社グループの規程・規則等ならびに社会規範を遵守して事業活動を行う。また内部統制委員会およびコンプライアンス担当部門を設置し、当社グループのコンプライアンスを推進する。
- ② 取締役は、取締役会の決定に基づき、各取締役の業務分担に応じた業務を執行し、その状況を取締役に報告する。
- ③ 会社情報開示については、内部統制委員会情報開示部会において、情報開示の基本方針、開示手順等を定め、情報の適正性・適時性および公正性を確保する。
- ④ 内部監査部門として内部監査室を設け、業務監査、個人情報監査、内部統制の整備・運用状況の有効性評価等を実施し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを支援する。
- ⑤ コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度を設ける。内部通報制度の情報受領者は、社内のホットライン部会、第三者機関である弁護士および通報制度受付窓口の専門会社とし、従業員等からの通報により組織的または個人に関わる法令に違反するおそれのある事由等の未然防止に取り組む。
- ⑥ 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制整備

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、定められた保存期限内は閲覧可能な状態を維持することとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ① 損失の危険の管理については、リスク管理規程を定め、内部統制委員会がグループの横断的なリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。また取締役または各部署の業務責任者が業務上のリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。
 - ② 重大なリスクが発生した場合は、緊急対策本部を設置し損害の拡大防止、被害の最小化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、取締役会規程および取締役会付議事項を定め、取締役会が決定すべき事項を明確にする。
 - ② 当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に当社取締役執行役員および執行役員によって構成される執行役員会において審議し、その審議を経て取締役会に上程する。
 - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ経営の適正化および効率化に資するため、バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章、コンプライアンス規程および内部通報制度を遵守し、当社グループの業務の適正を確保する体制を整備する。
 - ② 当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、経営のモニタリングを行いガバナンスの強化を図るとともに、子会社管理規程を制定し当社に報告すべき事項を定める。
 - ③ 内部監査室は子会社について経営方針、諸規程、業務マニュアル等に準拠した業務が行われているかを監査する。
 - ④ 取締役は当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査役会に報告する。また、監査役は当社の取締役に對し意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から専属の監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役会が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反ならびに定款違反行為、内部者通報制度による通報状況等、その他重要な事項等を速やかに監査役に報告することとする。また、当社は当該報告をした者に対し不利な取り扱いを行わないこととする。
- ② 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
- ③ 監査役は、内部監査室および会計監査人と情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。
- ④ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用が監査役の職務の執行に必要でないとは認められる場合を除き、速やかに対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況については、「内部統制システムの基本方針」に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。またコンプライアンスについては、社員の入社時ならびに職位に応じた研修を適宜実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

(注) 本事業報告に記載しております数値は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,987,362	流 動 負 債	1,040,017
現金及び預金	2,265,381	買掛金	160,715
売掛金	60,275	短期借入金	100,000
リース債権	7,733	リース債務	31,036
商品	1,228,376	未払金	364,505
貯蔵品	7,712	未払費用	122,824
前渡金	3,774	未払法人税等	53,600
前払費用	355,032	未払消費税等	38,071
繰延税金資産	50,448	前受金	139,841
未収入金	5,784	預り金	19,236
その他	2,944	前受収益	798
貸倒引当金	△103	店舗閉鎖損失引当金	3,063
固 定 資 産	1,493,064	商品保証引当金	1,782
有 形 固 定 資 産	724,920	資産除去債務	4,044
建物	515,379	その他	496
構築物	62,137	固 定 負 債	267,300
機械及び装置	1,471	リース債務	51,340
車両運搬具	14,189	資産除去債務	208,101
工具、器具及び備品	37,820	その他	7,857
リース資産	93,922		
無 形 固 定 資 産	80,301	負 債 合 計	1,307,317
商標権	3,475		
意匠権	1	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	57,171	株 主 資 本	4,173,109
電話加入権	7,631	資本金	590,254
その他	12,020	資本剰余金	609,877
投 資 そ の 他 の 資 産	687,843	資本準備金	609,877
関係会社株式	268,800	利益剰余金	3,368,787
出資金	340	利益準備金	13,250
長期貸付金	2,000	その他利益剰余金	3,355,537
従業員長期貸付金	303	別途積立金	1,230,000
長期前払費用	6,936	繰越利益剰余金	2,125,537
繰延税金資産	18,368	自 己 株 式	△395,810
敷金及び保証金	374,724		
その他	16,370	純 資 産 合 計	4,173,109
資 産 合 計	5,480,426	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,480,426

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		18,412,913
売上原価		
商品期首たな卸高	919,324	
当期商品仕入高	8,682,015	
商品保証引当金繰入額	△3,930	
合計	9,597,409	
商品期末たな卸高	1,228,376	
商品売上原価	8,369,033	
流通整備原価	998,765	
その他の事業原価	708,258	10,076,057
売上総利益		8,336,856
販売費及び一般管理費		8,102,149
営業利益		234,706
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,636	
クレジット手数料収入	57,891	
助成金収入	600	
受取賃貸料収入	8,616	
雑収入	32,863	101,608
営業外費用		
支払利息	3,261	
雑損	912	4,174
経常利益		332,140
特別利益		
固定資産売却益	18	18
特別損失		
固定資産売却損	109	
固定資産除却損	5,347	
減損損失	22,154	
賃貸借契約解約損	987	28,599
税引前当期純利益		303,560
法人税、住民税及び事業税		62,191
法人税等調整額		68,933
当期純利益		172,435

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成26年12月1日残高	590,254	609,877	609,877	13,250	1,230,000	2,091,258
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△138,156
当期純利益						172,435
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	34,279
平成27年11月30日残高	590,254	609,877	609,877	13,250	1,230,000	2,125,537

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
	利益剰余金 合計			
平成26年12月1日残高	3,334,508	△395,810	4,138,830	4,138,830
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△138,156		△138,156	△138,156
当期純利益	172,435		172,435	172,435
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	34,279	—	34,279	34,279
平成27年11月30日残高	3,368,787	△395,810	4,173,109	4,173,109

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品および貯蔵品については、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(附属設備)	8～22年
構築物	10～20年
機械及び装置	5年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 店舗閉鎖損失引当金

将来の閉鎖が見込まれる店舗等について、今後発生する閉鎖に伴う損失に備えるため、合理的に見込まれる発生見込額を計上しております。

③ 商品保証引当金

当社が販売した商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づき発生見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

車輛配送費、物流センターの家賃および減価償却費、整備スタッフの人件費について、従来、「販売費及び一般管理費」に含めて計上しておりましたが、当事業年度より「売上原価」に含めて計上することに変更いたしました。

これは、新車販売台数の鈍化やバイクユーザーの車輛保有期間の長期化傾向が顕著となること等にもない経年劣化により買取車輛の品質が低下するという当社を取り巻く外部環境の変化を受け、当期からバイク買取事業と小売事業を統合しバイクライフプランニング事業部とする組織変更を行ったこと、また、商品流通事業部の機能を強化し、車輛の整備および物流費用を一元的に管理する方針としたことから、当該費用を主たる営業活動による収益獲得のために直接に要した原価として明確に表示することで経営成績をより適切に表示するために行うものであります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,521,281千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	36千円
関係会社に対する短期金銭債務	10千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	9,806,851千円
販売費及び一般管理費	104,107千円
営業取引以外の取引による取引高	9,726千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (千円)
事業用資産	バイク王岐阜店他 (12事業所)	リース資産	9,752
		建 物 他	12,402

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位で、資産のグルーピングを行っております。

事業用資産は、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている、今後の改善が困難と見込まれる事業所等について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値を零として測定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 15,315,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,500,000株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 2月26日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	69,078	5.00	平成26年 11月30日	平成27年 2月27日

② 中間配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 7月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	69,078	5.00	平成27年 5月31日	平成27年 8月4日

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年2月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 2月26日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	69,078	5.00	平成27年 11月30日	平成28年 2月29日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生の原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産の部

たな卸資産評価損	5,272千円
未払事業税	5,130
未払事業所税	3,442
未払賞与否認	23,862
店舗閉鎖損失引当金	1,013
資産除去債務	1,338
その他	10,901
繰延税金資産（流動）小計	50,962
評価性引当額	△514
繰延税金資産（流動）合計	50,448

② 固定資産の部

減価償却超過額	22,106千円
繰延資産償却超過額	2,532
減損損失	25,330
資産除去債務	67,300
その他	3,176
繰延税金資産（固定）小計	120,446
評価性引当額	△71,465
繰延税金資産（固定）合計	48,981
繰延税金資産合計	99,429

(繰延税金負債)

固定負債の部	
有形固定資産	△30,612千円
繰延税金負債（固定）合計	△30,612
繰延税金資産の純額	68,817

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
住民税均等割	6.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
評価性引当額の減少	△1.1%
税効果会計適用税率差異	1.8%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.2%</u>

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) オペレーティング・リース

(借主側)

未経過リース料

1 年 内	98,171千円
1 年 超	404,310千円
合 計	<u>502,482千円</u>

(貸主側)

未経過リース料

1 年 内	8,616千円
1 年 超	45,952千円
合 計	<u>54,569千円</u>

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金および未収入金は、主にオークション売上および国内の取引先にかかるものであり、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、企業価値の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に買取店・小売販売店・駐車場の出店等にかかるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用および預り金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引にかかる資金調達であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスクの管理

当社は、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を一定期間ごとに把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制を構築しております。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し担当取締役へ報告することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,265,381	2,265,381	—
(2) 売掛金	60,275		
貸倒引当金(*)	△6		
	60,269	60,269	—
(3) 未収入金	5,784		
貸倒引当金(*)	△97		
	5,687	5,687	
(4) 敷金及び保証金	374,724	362,038	△12,685
資産計	2,706,062	2,693,377	△12,685
(1) 買掛金	160,715	160,715	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) リース債務	82,377	81,240	△1,137
(4) 未払金	364,505	364,505	—
(5) 未払費用	122,824	122,824	—
(6) 未払法人税等	53,600	53,600	—
(7) 預り金	19,236	19,236	—
負債計	903,260	902,122	△1,137

(*) 売掛金および未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、および(3) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、および(7) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらは、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 (非上場株式)	268,800
出資金	340

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,265,381	—	—	—
売掛金	60,275	—	—	—
未収入金	5,784	—	—	—
敷金及び保証金	36,954	26,133	177,090	134,546
合計	2,368,395	26,133	177,090	134,546

4. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	31,036	22,501	16,632	9,545	2,170	491
合計	31,036	22,501	16,632	9,545	2,170	491

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	268,800千円
持分法を適用した場合の投資の金額	145,490千円
持分法を適用した場合の投資損失 (△) の金額	△81,607千円

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当社は、バイク買取事業およびバイク小売事業における店舗等並びに駐車場事業における事業地について不動産賃貸契約を締結しており、当該不動産賃貸契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

バイク買取事業およびバイク小売事業における店舗等並びに駐車場事業における事業地については、使用見込期間を5年から22年、割引率は0.02%から1.93%を採用しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	227,166千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,389千円
時の経過による調整額	2,532千円
資産除去債務の履行による減少額	△22,942千円
当事業年度末残高	212,146千円

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの 該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高
関連会社	㈱ジャパンバイク オークション	所有 直接30.0%	オークション 取引	オークション の売上(注1)	9,806,851	売掛金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. オークション売上については、㈱ジャパンバイクオークションのオークション規約により、一般会員と同様の取引条件によっております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	302円06銭
1株当たり当期純利益	12円48銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年1月14日

株式会社 バイク王&カンパニー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 大 高 俊 幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バイク王&カンパニーの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月20日

株式会社バイク王&カンパニー
監 査 役 会

常勤監査役 産 形 昭 夫 ㊟

社外監査役 諏 訪 浩 ㊟

社外監査役 山 口 達 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第18期剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化、継続的な企業価値の向上に努め、将来の事業展開等を勘案のうえ、内部留保および利益配分を決定しております。

内部留保につきましては、従来より進めてまいりました借入金等に大きく依存しない財務基盤を前提に、業務の一層の効率化・売上の増加を図るための新規出店、システム整備および将来の事業強化につながる戦略的投資等、将来の経営効率を高めるための事業基盤強化の原資に充当してまいります。

配当につきましては、安定的な配当を行うことを念頭に置きつつ、業績等を勘案したうえで配当金額を決定してまいります。

第18期の期末配当につきましては、かかる方針をふまえ、当期の業績その他諸般の事情を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する期末財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額 69,078,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年2月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行にともない、「会社法」(平成17年法律第86号)第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定めるものであります。

なお、定款第31条第2項の変更に関しましては、会社法第427条第3項の規定に基づく各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

具体的な変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第31条(条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結する事が出来る。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第31条(現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結する事が出来る。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第32条～第41条(条文省略)	第32条～第41条(現行どおり)
(監査役の責任免除) 第42条(条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第42条(現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、この決議の効力は、当該決議後最初に開催される定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

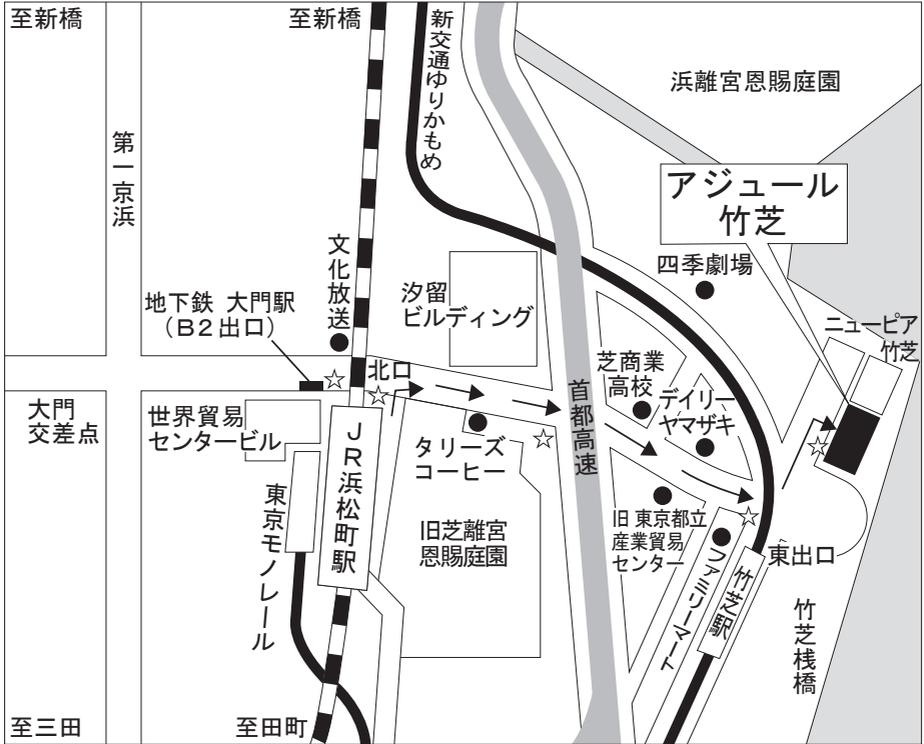
氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
樋口 功雄 (昭和17年2月16日)	昭和35年3月 ㈱リコー入社 平成元年6月 リコーロジスティック㈱経理部長 平成14年6月 同社監査役 平成18年6月 ㈱クオリテックストレージング監査役	800株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 樋口功雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 樋口功雄氏は、経理部長としての経験を有し、また、これまで培ってきた豊富な実務ならびに監査役としての経験・知識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 本議案が承認され、樋口功雄氏が監査役に就任された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 本議案が承認され、樋口功雄氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として、当社と樋口功雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階「天平の間」



※午前9時より、☆印周辺に係員を配置いたします。

交 通 JR、東京モノレール……………浜松町駅（北口）徒歩約7分
地下鉄（大江戸線・浅草線）…大門駅（B2出口）徒歩約8分
新交通ゆりかもめ……………竹芝駅 徒歩約1分

※駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

※この招集通知書は、再生紙および環境に優しい植物油インキを使用しております。